

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：五ヶ瀬町指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

別紙のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

##### ①耕作放棄の防止

- 1) 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化、機能向上を図り、棚田における中山間地域等直接支払交付金第5期対策の協定農用地面積 396 haを維持する。（年間2回の共同作業実施）

##### ②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

- 1) 本地域の象徴ともいえる棚田や森林が担う役割を住民一人ひとりが正しく理解し、耕作を続け保全された棚田の多面的機能の維持、発揮を図るための取り組みを継続的に推進する。（集落住民を含めた年1回の研修会等の実施）

##### ③担い手の確保・育成

- 1) 町内では、人口の減少や高齢化が深刻であり、担い手や後継者の確保が最大の課題となっている。そのような中、棚田の保全活動を継続するため、地域住民や地元企業等への働きかけを行い、共同活動を行う人数を700人から720人に増加させる。
- 2) 町においてこれまでも移住促進を図ってきたが、移住者の住宅不足や働き口の確保が大きな課題となっている。そこで、住居と働き口と一体となったシステムを構築する。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ①良好な景観の形成

- 1) 伝統的な農林業や美しい棚田、山林、生物多様性、地域の絆などは一度なくしてしまうと代替の効かない貴重な資源であり、それらの資源を失わず将来世代が豊かに暮らせる環境づくりとして、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上等により里山環境の保全や棚田景観を保全する。（棚田集落：年間2回の共同作業実施）

- 2) 棚田や畦畔に、レンゲや秋桜、彼岸花の植栽による良好な景観形成を図り、55 集落中 5 集落での取り組みを目指す。
- 3) 令和 6 年までに棚田周辺に桜や梅等の花木等を植栽し、良好な景観を形成する。  
(花木等の植栽：1 箇所)

## ②生産性の向上・効率化

- 1) 令和 6 年度までに、指定棚田において、中山間地域等直接支払交付金等を活用して新規に農業用機械（自走草刈り機・防除用ラジコンヘリ、防除用ドローン等による共同防除）を導入し、作業の効率化・省力化を図る。  
(共同機械導入 1 台・ドローン、ラジコンヘリ防除委託導入：2 棚田集落)
- 2) 令和 6 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、集落で侵入防止柵や捕獲檻の購入、設置等、有害鳥獣の捕獲活動を実施する。また、鳥獣被害対策マイスターの育成に向けた取り組みを実施する。(捕獲檻の設置 年間 0 基から 5 基へ増)
- 3) イノシシ、シカ等のジビエ（五ヶ瀬ジビエ）の流通、消費拡大を行う。  
(研修・消費拡大イベント参加：3 名)

## ③農産物の供給の促進

- 1) 令和 6 年度までに、棚田等での農産物を原料とした農産加工品の商品企画（案）の策定を行う。(新商品企画案の策定)
- 2) 減農薬栽培米、有機栽培米やブランド米等、高付加価値を有するコメづくりを推進し、棚田米のブランド化に取り組む。(棚田米食味検査の実施と表示)
- 3) 環境保全に繋がる農産物の認証等、高付加価値化を目指し、加工グループ等が行う 6 次産業化の取り組みを支援する。また、新商品開発や地域の農林業体験、観光と連携した取り組みを推進する。(新たに観光協会と連携したイベントを実施：年 1 回)

## ④生物の多様性の確保・その他の自然環境の維持

- 1) 環境保全型農業(化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則 5 割以上低減する取組)を促進し、環境保全に繋がる農産物の認証等、高付加価値化を目指し、環境保全型農業の取組面積を 17ha から 20ha に増加させる。
- 2) 棚田や山腹用水路の周辺に生育する植物相や生き物を調査し、生物多様性の状況を把握する「生物多様性調査」を実施して、自然環境を評価し、地域の小学生を対象とした自然保護等の環境教育を行う。(生物多様性調査 1 回/年)

## ⑤伝統文化の継承

- 1) 指定棚田において、現存する祭りや伝統行事、農林文化を継続して行い、維持・継承する。（荒踊、神楽、棒術、団七踊り等：各集落での継承活動）
- 2) 指定棚田地域の「くらし」「仕事」「文化」「風景・自然」「イベント」等について、写真や映像等の記録をアーカイブ化し、その歴史を保存する。  
（世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会へ協力）

#### ⑥防災・減災力の強化

- 1) 水田やため池の見回りや水管理を定期的に行うことで雨水貯留機能を維持する。（見回りや水管理の定期的な実施：1回/月）
- 2) 危険ため池の定期的な草刈りなどを行うことで、管理体制の強化を行う。  
（不定期を1回/年）
- 3) 災害時における連絡網や資材を計画的に準備することで、応急体制の整備を行う。  
（連絡網の策定）

#### ⑦山間地農林業複合システムの保全

- 1) 地域改善活動や森林、農地の保全管理の循環システムが評価され、平成27年12月に「高千穂郷・椎葉山地域」として世界農業遺産に登録されている「山間地農林業複合システム」の継続した保全活動を行う。（研修会等の実施：年1回）

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

#### ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 1) 令和6年度までに、農村交流体験を行っている農泊等に係る棚田パンフレット等を作成する。（棚田パンフレット作成：1000部）
- 2) 山腹用水路を利用した小水力発電施設による再生可能エネルギーの利用拡大や地域への経済効果・農林業システムにおける役割等の調査研究を行う。  
（小水力発電施設の調査研究・利用拡大検討）

#### ②棚田を観光資源とした地域振興

- 1) 棚田のライトアップイベントを新規に開催し、来訪者を誘客する。（1箇所）
- 2) 令和6年までに、棚田の周辺に看板や休憩所等を整備し、観光客を誘客すると共に「棚田ウォーク」の参加者を10人から20人に増加させる。

- 3) 棚田保全や森づくりを目的とした「スタディツアー」を開催し、実際に草刈りや植樹等の作業体験等を行うことで棚田や森林保全に繋げる。（1回/年）

### 3 計画期間

令和2年認定月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 棚田等の保全

##### ①耕作放棄の防止

- 1) 集落協定参加者により毎年度総会を実施し、協定農用地の保全に向けた活動や取り組み方針を協議し、共同草刈り・水管理及び水路・農道の管理・機能向上を行う。

##### ②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

- 1) 町は、集落住民を集め、棚田が持つ多面的機能維持、発揮について研修会を年1回開催する。
- 2) 集落では、耕作を継続し、協定農用地の保全に向けた活動や取り組み方針を協議し、共同草刈り・水管理及び水路・農道の管理・機能向上を行う。

##### ③担い手の確保・育成

- 1) 集落において、後継者や地域外の家族に、共同作業への協力を呼びかける。
- 2) 集落と町は、地元企業等に共同活動への協力を呼びかける。
- 3) 町と県は、住居と働き口と一体となったシステムを令和6年度までに構築する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ①良好な景観の形成

- 1) 集落は、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上等により里山環境の保全や棚田景観を保全する。
- 2) 町は、令和2年度からレンゲ・秋桜等の植栽によるカバークroppについて集落に対して推進を図り、集落は、その効果の検証及び作付けを行う。
- 3) 棚田周辺に地域のシンボルとなる花木を令和5年度から毎年1箇所植栽し、良好な景観を形成する。

## ②生産性の向上・効率化

- 1) 令和 2 年度から集落において新規に防除用ラジコンヘリや防除用ドローン等を導入し共同防除を行う。  
(棚田集落：共同機械導入 1 台・ドローン、ラジコンヘリ防除委託)
- 2) 令和 3 年度から、集落において自走式草刈り機の導入の検討を行う。
- 3) 指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、県・町村・J A・森林組合等関係者の連携により集落ぐるみで取り組みを行い、集落で侵入防止柵や捕獲檻の購入、設置等、有害鳥獣の捕獲活動を実施する。
- 4) 町や県は、令和 3 年度から宮崎県鳥獣被害マイスター認定研修や鳥獣被害対策技術向上研修の受講者を募り、鳥獣被害対策マイスターの育成に向けた取り組みを実施する。
- 5) 鞍岡地区の集落では、イノシシ、シカ等のジビエ（五ヶ瀬ジビエ）を地域資源として活用することによる所得向上、地域活性化を目指し、捕獲・解体の技術向上や調理技術向上のための技術研修等へ参加し、令和 4 年度からは、流通、消費拡大イベントへの参加を行う。

## ③農産物の供給の促進

- 1) 集落において、町や県と協力しながら棚田等での農産物を原料とした農産加工品の商品企画（案）の策定を行う。（棚田集落：商品企画案の策定）
- 2) 町は生産者と協議しながら減農薬栽培米、有機栽培米やブランド米等、推進すべき高付加価値米を令和 3 年度までに選定し、栽培の推進や棚田米のブランド化に取り組み、生産者の所得向上及び地域全体のブランド力向上に繋げる。
- 3) 令和 4 年度からは高付加価値米の販路開拓に取り組み、令和 5 年度からはイベント等で PR 活動を行う。
- 4) 町や県は、加工グループ等が行う 6 次産業化の取り組みを支援し、新商品開発や地域の農林業体験、観光と連携した取り組みを推進することにより、地域の所得向上や魅力向上を図り、交流人口、移住定住人口の増加に繋げる

## ④生物の多様性の保全・その他の自然環境の維持

- 1) 町は、環境保全型農業やカバークロープへの取り組みや有機 JAS 水準の有機農業（令和 3 年度から）を促進し、生物多様性の保全を図る。
- 2) 集落と町は、農研機構西日本農業研究センターと協力し、棚田や山腹用水路の周辺に生育する植物相や生き物調査を実施し、自然環境を評価する。また、小学校と連携し自然保護等の環境教育を実施する。

### ⑤伝統文化の継承

- 1) 指定棚田において、現存する祭りや伝統行事、農林文化を将来に継承していくため地域住民において継続して実施し、後継者育成を目的に小学校での継承活動や、各集落での年3回の継承活動（練習）を実施する。
- 2) 町は、令和4年度までに荒踊をユネスコ文化遺産へ登録申請する。
- 3) 令和3年度、国民文化祭の分野別フェスティバルにおいて、荒踊と神楽で参加する。
- 4) 町と各集落は、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地地域活性化協議会に協力し、「GIAHSアーカイブス」として作成、保存を行う。

### ⑥防災・減災力の強化

- 1) 集落は、水田やため池の見回りや水管理を定期的に行うことで雨水貯留機能を維持する。
- 2) 集落は、危険ため池の定期的な草刈りなどを行うことで、管理体制の強化を行う。
- 3) 集落において、災害時の連絡網や資材を計画的に準備することで、応急体制の整備を行う。

### ⑦山間地農林業複合システムの保全

- 1) 地域改善活動や森林、農地の保全管理の循環システムが評価され、平成27年12月に「高千穂郷・椎葉山地域」として世界農業遺産に登録されている「山間地農林業複合システム」の継続した保全活動を行う。

## (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

### ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 1) 町は、農泊の協力農家の発掘や、許認可の取得支援を行う。
- 2) 町は集落と協力して、農村交流体験を行っている農泊等に係る棚田パンフレット等を作成し配布する。
- 3) 町は、山腹用水路を利用した小水力発電施設による再生可能エネルギーの利用拡大や地域への経済効果・農林業システムにおける役割等の調査研究を進める。

### ②棚田を観光資源とした地域振興

- 1) 町と観光協会は、令和3年度に棚田のライトアップイベントの実行委員会を立ち上げ、令和4年度までに計画検討を行う。また、令和6年度までに棚田ライトアップイベントを開催し、来訪者を誘客する。
- 2) 町と集落は、令和5年に棚田の周辺に看板や休憩所等を整備し、観光客を誘客すると共に毎年開催する「棚田ウォーク」の参加者増加を目指す。

- 3) 集落は、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会の開催する「GIAGHS ツーリズム」に協力し、棚田保全や森づくりを目的とした「スタディツアー」を開催し、棚田地域に対する理解を深めると共に、実際に草刈りや植樹等の作業体験等を行うことで棚田や森林の保全に繋げる。